

「さくらねこ無料不妊手術事業」実施要領

第1条 この要領は、公益財団法人どうぶつ基金（以下、基金という）が行う「さくらねこ無料不妊手術事業」（以下、本事業という）の要項を実施するために事業の要領を規定する。

（事業の実施）

第2条 本事業は、概ね、下記のように行う。

（表1 獣医師の指定）

段階	実施主体	概要	備考
1	基金	指定獣医師の募集・申請受付	基金ホームページ等で行う
2	獣医師	1の募集に応募	基金専用フォームを使用する
3	基金	応募の審査	
4	基金	適格と認められる獣医師の指定	

（表2 事業の実施）

段階	実施主体	概要	備考
1	協働者 （一般・行政）	対象となる地域の選定、対象となる猫の概数調査等	
2-1	協働者 （一般・行政）	活動組織の編成	
2-2	協働者 （行政）	協働者（一般）の取りまとめ、活動組織の編成	
3	協働者 （一般・行政）	土地管理者との調整（実施許可）等	
4	協働者 （一般・行政）	基金への計画申請	基金専用フォームを使用する
5	基金	申請計画の審査	
6-1	基金	適格と認められる計画の決定	
6-2	基金	6-1の計画に関わる企画・アドバイス	以後の段階はこの計画に基づくものとする
7	基金	手術チケット交付	
8	協働者 （一般・行政）	所有者不明猫・地域猫の捕獲	
9	協働者 （一般・行政）	所有者不明猫・地域猫の指定獣医師への運搬	
10-1	指定獣医師	対象となる猫の検診、去勢・不妊手術、さくら耳カット等の医療行為	
10-2	指定獣医師	10-1以外の医療行為が必要な場合の対応	別に定める
11	協働者 （一般・行政）	所有者不明猫・地域猫の指定獣医師からの運搬・解放	
12	協働者 （一般・行政）	指定獣医師への手術チケットの提出	
13	指定獣医師	基金への手術チケット・請求書の提出	
14	基金	指定獣医師への手術費用支払	
15	協働者 （一般・行政）	さくら猫の観測 基金からの実施後調査への協力等	

実施要領

（事業の責任）

第3条 本事業に関わる実施、事故または係争等の責任は、第2条に定めるそれぞれの段階の実施主体が負うものとする。

（出張手術）

第4条 第2条表2の9に定める所有者不明猫・地域猫の指定獣医師への運搬について、事業実施地域の遠方に指定獣医師が所在する場合など、特段の事情に応じて、基金は指定獣医師の派遣による出張手術を行う。

2 第1項の出張手術は、協働者（行政）の申し出によるものとする。

（医療行為）

第5条 第2条表2の10-1に定める医療行為は、下記のとおりとする。

名称	概要
検診	手術の対象となる猫の検診
去勢手術	雄猫を対象とし、精巣の摘除を行って生殖を不能とするもの。
不妊手術	雌猫を対象とし、卵巣または卵巣及び子宮の摘除を行って生殖を不能とするもの。妊娠時の墮胎手術を含む。
さくら耳カット	上記の去勢・不妊手術済の目印として、麻酔の効いた状態で耳先を桜の花びらの形にカットする。切り込みの角度は約90度、幅は約10mmとする。 なお、捕獲したねこが既に去勢・不妊手術済みであった場合は、さくら耳カットのみ行う。

2 第1項に定める去勢・不妊手術に際して、検診およびさくら耳カットの実施は必ず行うものとする。

（別に定める医療行為）

第6条 第2条表2の10-2で別に定める医療行為とは、第5条に定める医療行為以外のものとし、血液検査やワクチン・ノミ取り等を指すものとする。

2 第1項の定めには、第5条に定める医療行為に関わるもの以外の入院・宿泊等も含む。

3 第1項及び第2項に定める費用のうち、獣医が協働者に必須として負担を求められることができるのはワクチン・ノミ取りに限定する（一般枠・団体枠のみ可）。

その他、血液検査等の医療行為および入院・宿泊費等は必須として負担を求められることができない。ただし協働者が任意で希望した場合は協働者に負担を求められることができる。

4 第3項に定めるワクチン・ノミ取りの費用負担について、行政枠登録した協働者に限りどうぶつ基金が負担し、獣医にワクチン1,000円・ノミ駆除1,000円を支払う。※消費税は別途

実施要領

(手術費用)

第7条 第2条表2の14に定める基金から指定獣医師に支払われる手術費用は、下記のとおりとする。

【一般枠・団体枠】

名称	一匹あたりの費用
去勢手術・さくら耳カット	2,000円
去勢手術(陰辜)・さくら耳カット	2,000円
不妊手術・さくら耳カット	4,000円
不妊手術・墮胎・さくら耳カット	4,000円
さくら耳カット	2,000円

【行政枠・多頭飼育救済枠】

名称	一匹あたりの費用
去勢手術・さくら耳カット	2,000円
去勢手術(陰辜)・さくら耳カット	3,000円
不妊手術・さくら耳カット	4,000円
不妊手術・墮胎・さくら耳カット	5,000円
さくら耳カット	2,000円

(その他)

第8条 本実施要領によらない事項は、基金が判断する。

(付則)

1. この要領は2013年2月1日から実施する。
2. この要領の一部を改訂し、2020年4月1日から実施する。(第6条第3項及び第4項、第7項)